【正誤表】

書 名:デジタル・フォレンジックの基礎と実践

版 数:1版1刷

ページ	箇所	誤	正
28	参考文献[5]	デジタル・フォレンジック研究会 <mark>技術分</mark>	デジタル・フォレンジック研究会「証拠保全
		科会「証拠保全ガイドライン 第4版」	ガイドライン 第6版」2017.5.9
		https://digitalforensic.jp/wp-	https://digitalforensic.jp/wp-
		content/uploads/2015/04/idf-	content/uploads/2017/05/idf-guideline-
		guideline-4-20150402.pdf	6-20170509. pdf(2017. 11. 23確認)
111	参考文献[1]	「証拠収集ガイドライン 第4版」	証拠保全ガイドライン 第6版」2017.5.9
		https://digitalforensic.jp/wp-	https://digitalforensic.jp/wp-
		content/uploads/2015/04/idf-	content/uploads/2017/05/idf-guideline-
		guideline-4-20150402.pdf	6-20170509. pdf(2017. 11. 23確認)
209	13行目	が成立するまでは	,新民法169条1項が成立するまでは
203	下4行目	民法414条2項3項)	民法414条2項3項. 新民法414条1項)
	2行目	(民法404条)	(民法404条. 新民法404条では年3%)
	5行目	年5%の遅延損害金	年5% (新民法では3%) の遅延損害金
219	6行目	年5%を超える	年5% (新民法では3%) を超える
	12行目	例をあげると,	例をあげると、以下のようになる.
	下11行目	である.	(削除)
220	下14行目	(民法724条前段.	(民法724条前段,新民法724条一号.

ページ	箇所	誤	正
223	13行目	権利を行使できる状態になったとき(起 算点)から,	(削除)
	15行目	(商法522条) (民法167条1項)	(商法522条. ただし,新民法では同法166 条に統一) (民法167条1項. 新民法166条1項1号は5 年. 同2号は10年)
	下8行目	149条) 157条)	149条, 新民法147条1項1号) 157条, 新民法147条2項で更新)
224	2行目 9行目	(民法153条) 156条)	(民法153条. 新民法150条1項) 156条. 新民法152条で更新)
	10行目, 下11行目	錯誤無効の再抗弁	錯誤無効(取消)の再抗弁
	14行目	無効となる	無効となる (新民法95条1項では取消が必 要)
	下4行目	錯誤	錯誤(取消)
	下2行目	ただし書き)	ただし書き. 新民法95条3項)
231	下8行目	補助事実とは,	補助事実とは間接事実の一種であるが、
232	下1行目	2	3
249	14~15行目	原告代理人: サムネイル画像は調べなかったのですか. 証人: 確認できていません.	(削除)
271	参考文献 [10]	「証拠収集ガイドライン 第5版」 2016. 4. 21 https://digitalforensic.jp/wp- content/uploads/2016/07/idf- guidline-5-20160421.pdf (2016.10.12 確認)	「証拠保全ガイドライン 第6版」 2017. 5. 9 https://digitalforensic.jp/wp- content/uploads/2017/05/idf-guidline- 6-20170509.pdf (2017.11.23確認)

2023年4月現在